



IPPNW(核戦争防止国際医師会議)コーナー

シンポジウム

「核兵器廃絶に向けて：広島から世界へ」II

去る8月22日に広島国際会議場にて開催された「第7回IPPNW北アジア・南アジア合同地域会議」におけるシンポジウム「核兵器廃絶に向けて：広島から世界へ」の各パネリストの冒頭発言およびディスカッションを前号に続き以下に掲載する。

「核兵器廃絶に向けて： ヒロシマを中心に据えて」



田城 明
中国新聞
特別編集委員

こうしてIPPNWの北アジアと南アジアが一緒になって合同会議を開くのは素晴らしいことである。アジア全体の医師たちが被爆地に集まり、シンポジウムを開き認識を深めていくという機会が、どれほど大きな意味を持っているかを考えると、私自身もこの場で問題提起ができるのは光栄なことである。

今日は基調講演で梅林さんやエンクサイハン大使がグローバルな核状況について話され、浅井先生は広島の役割、あるいは日本の役割に触れられた。私もこのシンポジウムのテーマが「核兵器廃絶に向けて：広島から世界へ」であるので、核兵器廃絶に向けてどちらかといえばローカルな話をするので問題提起としたい。

被爆地の広島・長崎と東京とのギャップは非常に大きい。広島・長崎では、「核兵器は絶対悪であり、核兵器と人類は共存できない、核兵器は無差別兵器であり不道德で違法な兵器である」と考えられている。このような言葉はまさに1945年8月6日そして9日の生き地獄の体験の中から生まれてきた思想といってもいい。そして私たちは核兵器を威力としてではなく人間的悲惨の極限状況と常に考えてきた。今年の8.6平和宣言にも、秋葉市長の「こんな思いを他の誰にもさせてはならぬ」という言葉があったが、まさにノーモア・ヒロシマズ、ノーモア・ナガサキズを常に訴えてきたのが被爆地の広島や長崎である。

ところが東京、つまり日本政府は戦後の占領期から今日に至るまで米国との関係を最優先し、

米ソ冷戦下には安全保障政策により核の傘で守ってもらっていた。残念ながら米ソ冷戦終了後も、その姿勢は変わらないどころか、日米の安全保障条約は軍事同盟の繋がりを強めている。日本政府は唯一の被爆国として国連で核兵器廃絶決議案を毎年提出しており、懸命に核兵器廃絶に向けて努力しているという一方で、核兵器で日本を守って下さいと常にアメリカにお願いしている。これは私たち被爆国の一種のダブルスタンダード(二重基準)である。

そして米口をはじめ核保有国もダブルスタンダードであると私たちはよく言う。つまり核保有国自身は核兵器の削減あるいは廃絶に向けての努力をせずに、非核保有国には核兵器を持たないように核不拡散を強く訴えるわけであるが、そのこと自体がいかにか二重基準かということ私たちは批判してきた。二重基準ではもうやっていけないということで、たとえばアメリカのキッシンジャー氏やシュルツ氏らが、これまでの核抑止力依存は今では有害で効果はなくなっているとはっきり言っている。核軍拡競争に大きく貢献してきた元米高官たちが、もう核抑止力では平和は守れないということを言っている時に、一方で前述のような状況が続いているわけである。

私が30年以上働いている中国新聞は爆心地から900メートル程のところの位置しているが、スライド①のように建物の外観だけが残った。そして従業員350人のうち113人が亡くなった。私たちの原点はここにある。特に日本の新聞社は全て、戦時中は国民を戦争に駆り立てていくようなプロパガンダの役割を果たしてきたので、そのことに対する深い反省もある。こうして私たち自身が、この原点に立ち返りながら、日本



スライド①

政府・東京とのギャップが非常に大きいことを常に訴えてきた。64年前であれば確かに広島・長崎と東京は地理的にも遠く、時間もかかっていたが、現代では時間的な距離は非常に短くなっている。それにもかかわらず私たちの声はなかなか日本政府の外交や安全保障政策に反映されていない。

もう15年も前になるが、IPPNW共同創設者バーナード・ラウン博士にボストン郊外の彼の自宅で数時間インタビューした。日本政府は国際法上の使用禁止条約がないとの理由で核兵器の使用が国際法違反であるとの立場を取っていないことに対して、ラウン博士は非常にショックであると言われた。博士は「アメリカへの配慮という側面があるのかもしれないが、私はそれ以上に日本の政治指導者や役人たちが核抑止力を信じ、状況によっては自分たちも核兵器を保有したいとの下心があるのではないかと疑うようになった」と言われ、「特に日本のプルトニウム政策と日本政府の及び腰の姿勢とが重なり合って見える。核戦争の悲惨を最も知る被爆国が核兵器を保有したら世界はどうなるのだろう」ということをおっしゃった。

ラウン博士がこう懸念されるように、私は、今世界に訴えることも大事であるが、同時に日本政府の外交安全保障政策を私たち自身が変えていく作業が非常に重要であると思っている。広島から国内や世界に向けての取り組みには、「平和市長会議」が掲げている2020ビジョンー2020年までに核廃絶を目指し世界各国3,000以上の市長達が連携しながら核保有国に対して圧力をかけるー、世界各地での原爆展開催、高校生のノーニューク運動などがある。

中国新聞としては「広島世界平和ミッション」のようなプロジェクトを組んで訴えてきた。(スライド②) インドのムンバイでは、被爆者や若者や私たちも一緒に行って、核兵器を持つこ



スライド②

とは決してインドやパキスタンの安全につながらないと平和を訴えた。パキスタンのカラチではパキスタンの医師の方も加わり、ヒロシマ・ワールド・ピース・ミッションというデモンストレーションを行い交流してきた。

あるいは平和メディアセンターのサイトを作り英語と日本語で訴えてもいる。またノーベル平和賞受賞者に呼び掛けて「ヒロシマ・ナガサキ宣言」を日本語と英語で作成し、被爆地から世界の人々や指導者にメッセージを送っている。

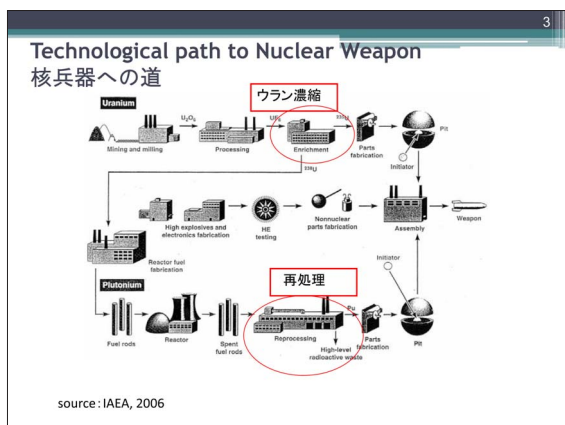
私たちに今一番必要なのは冷戦思考から抜け出し、核の傘ではなく非核の傘を北東アジアや世界に広げるための外交努力をすることであろう。エンクサイハン大使がおっしゃったように、私たちはもっと高いビジョンを掲げ、訴えていくことによって核保有国だけでなく核兵器を持ちたいという国にも影響を与えていくことができる。私自身はそういう意味で広島・長崎には大きな責任があると思うし、日本が本当の意味での被爆国日本としての役割を果たすためにも今こそ勇気がいると思う。勇気を持って世界に訴えることで世界を核軍縮・核廃絶に向けて導いていくリーダーシップを取れるということを訴えて最初の問題提起にしたい。

「原子力平和利用が核兵器拡散につながることを防止するために」



鈴木達治郎
東京大学
客員教授

原子力の平和利用は今後一層増大すると予想される。今日は、原子力平和利用が核兵器拡散につながるリスクをどのようにして抑制するか、中でも軍事転用可能な核分裂性物質を生産することができる技術や施設の拡散にどう対応するかということに話を絞りたい。



スライド①

原子力発電所で使用する核燃料の生産は、まず天然ウランから濃縮する必要がある。そして原子力発電所の使用済み燃料を再処理し、回収したウランとプルトニウムを核燃料としてリサイクルする。スライド①に示す核燃料サイクルのなかで、ウラン濃縮施設と再処理施設の2つが軍事転用可能な核分裂性物質を直接生産できる施設で、いわゆる機微な施設と呼ばれている。この2つのどちらか、あるいは両方持てば核兵器をつくるのが可能な能力がその国に存在することになる。

国際原子力機関 (I A E A) が作った「核兵器への道」という図 (スライド①) の中で、ウラン濃縮と再処理というカギになる技術をどのようにコントロールしていくかが重要である。核兵器の材料になるウラン、特に90%以上の高濃縮ウランが世界にどれくらいあるかということ、核兵器に使われている、あるいは生産された高濃縮ウランがロシアに1,250トン、アメリカに750トン、合計で2,000トンくらいある。高濃縮ウラン25キログラムで核兵器が1発できるといわれているので、2,000トンもあれば、8万発できる。このアメリカとロシアの高濃縮ウランをどうするかが重要である。特に問題となっているのがロシアの誤差で約30%以上がわからなくなっており、わずか1%でも紛失すると深刻な安全保障上の脅威になる。高濃縮ウランをできるだけ早く低濃縮ウランに薄めていこうと、米ロでは500トンくらいを現在すでに低濃縮ウランに希釈しているということである。(20%以下の低濃縮ウランまで薄めると直接核兵器には使用できない。原子力発電所で使われている低濃縮ウランは3%台で核兵器材料にはならない。)

民生用にも実は高濃縮ウランが世界で10トンくらいある。主に研究用および放射性薬剤製造用の原子炉に使われており、大学や製薬会社等、世界中にかなり拡散している。これをやはり低

濃縮ウランに変えていこうという動きがすでにあり、低濃縮ウランまで下げると直接核兵器には使えないので、技術的にはおさえていくことができるであろう。

一方、プルトニウムは世界中に、軍事用と民生用250トンずつくらいある。プルトニウムは8キログラムで核兵器が1個できるので、1トンあれば125発できる。これもロシアとアメリカに多いが、民生用はフランス、日本、ロシア、ドイツ、イギリスに多い。この民生用のプルトニウムは核燃料を再処理した時に回収されたもので使われないまま貯まっている。プルトニウムは燃料として使う目的で再処理するが、実は使用量がなかなか増えない。したがって在庫量が増えていくというのが現状であり、2006年には250トンを超えている。軍事用の在庫量250トンと民生用で回収された在庫量がほぼ同等にあるということで、これだけのプルトニウムをどう処理していくかということが重要なテーマとして考えられる。

この二つについてオバマ大統領は、民生用原子力利用については一応各国の権利を認めるけれども、濃縮や再処理の技術や施設の拡散を防ぐためには何らかの新しい枠組み (たとえば後述の国際燃料バンク等) で核拡散を抑えなければいけないと話をしている。国際的にも、イギリスで行われた会議やロンドンサミットでの各国首脳発言のように、基本的に核燃料サイクルを単独の国の施設ではなく多国間管理にするという話が進められているが、具体的な中身についてはまだそれほどはっきりと議論されていない。

核燃料サイクル多国間管理の諸提案

- 米国: グローバル原子力パートナーシップ
- ロシア: 国際濃縮センターと各燃料バンク
- 核脅威イニシャティブ: 国際各燃料バンク
- ドイツ: 多国籍濃縮センター
- ウラン供給国(6カ国)提案: 燃料供給保証
(日本提案はその補完としての燃料準備システム)

スライド②

核燃料サイクルの多国間管理については、色々な国が既に提案をしており (スライド②)、アメリカはグローバル原子力パートナーシップをブッシュ政権の時に発表しているが、オバマ政権下で見直されている。ロシアの国際濃縮センターと燃料バンクはすでに現実に動いており、カザフスタンの参加を得てロシアのウラン濃縮

センターの国際化が進められている。核燃料備蓄に関しては、IAEAに備蓄取り崩しの決定権を与えるということで、実際にビジネスとして進めている。アメリカのNGOである核脅威イニシャティブが始めた燃料バンクには実際に資金が集まり始めており、これも燃料バンクによって燃料供給を保証することで、濃縮施設や再処理施設の所有のインセンティブを下げようという目的である。ドイツも同じような多国籍濃縮センターを提案した。第三国かどこかに置いて実際に多国間で管理しようというものである。それから濃縮を行っている国々が六カ国で提案したものがあるが、これは実現していない。このように主に燃料供給保証をすることによって濃縮再処理施設の所有のインセンティブを下げようということであるが、実は上手くいっていない。

他にも色々な提案があり、米口の科学アカデミーが昨年発表したレポートの中で、協力して核燃料サイクル施設が少数の国に限定されるようなグローバルシステムを構築すべきという提案をしているが、中身ははっきりしてない。それから公平性をもった持続可能なものにすべきだと言っている。実はこのような提案は今回初めてではなく1946年からずっと何度も提案されてきているが、上手くいったものがない。

なぜ多国間管理は成功していないか？

- 二重基準と不公平性
- 透明性の欠如
- 市場との整合性欠如
- 廃棄物施設立地の困難さ

スライド③

その原因を検証すると、大きく言ってスライド③に示す4つの理由がある。全ての提案は核燃料サイクル施設を持っている国によるものなので、持っている国はそのまま、他の国は持たないようにしようということになる。これは二重基準で不公平である。それからどういう基準で持つべきかということもはっきりしておらず透明性が欠如している。また原子力産業の動き、平和利用の動きともマッチしていないのでうまく成功していない。最後に、特に放射性廃棄物貯蔵施設については立地がなかなか難しい。

多国間管理成功の条件？

- 普遍性
- 透明性
- 経済合理性

スライド④

したがって私としては、スライド④のような3つの提案をしてみたい。燃料サイクルの多国間管理の条件として、まず普遍性がなくて、持つ国と持たない国の差別をなくすような条件にする。それから透明性を高めて検証可能なものにする。そして経済的合理性を持って産業界、市場原理と合うような形にしていくことが必要である。

多国間燃料サイクル管理提案

4つのパッケージ

1. 「余剰核物質をもたない」原則
2. 燃料サイクル多国籍化と共同燃料備蓄
3. 国際プルトニウム処分プログラム
4. 原子力産業の自主規制と市民社会の役割

スライド⑤

そしてスライド⑤のような多国間燃料サイクルを管理するため4つのパッケージを提案したい。一つは「余剰核物質をもたない」原則。これは日本の政策に基づいて、(ただ日本はもう40トン以上持っているの、日本の政策のままではうまくいかないが、)これを国際規範にしようという提案。もう一つは燃料サイクルの多国籍化である。オプションを提示して、持たない方がこの多国間燃料サイクルにインセンティブを持つような合理的なものにする。それから現在あるプルトニウムの処分を国際共同で進めていく。最後に原子力産業の自己規制、自主規定によって核不拡散規範を作ってそれを確立していくことである。

「余剰核物質をもたない」原則の場合、基本的には需要が先に来て再処理や濃縮を行う。需要の見込みがない限り濃縮再処理は認めない。これによって余剰の核物質はかなり減るだろう。また、既にあるストックパイルからまず使うということを強調したい。再処理の場合、使用済み燃料の貯蔵が増えていくので、使用済み燃料

は、それが発生した場所で貯蔵するということが一番であろう。

燃料サイクル施設の国際化にあたり、各国に3つのオプションを提示する。一つはその国の中に施設を持つ国。ただし他の国の参加を原則とする。もう一つは自分の国にない場合でも他国の施設に株を持ったり、経営に参加したりしてシェアを持つ。これによって燃料の供給を確保できる。最後は全然持たない国。こういう3つのオプションを示して、全く持たない国に対しては、何かあった時には備蓄燃料取り崩しの最優先権を与える。国内に施設を持つオプションを選んだ国には、この共同備蓄のコストを支払ってもらい、しかも使用済み燃料があふれた場合には引き取る義務を課すことで、全く持たないオプションを選択するようなインセンティブを与える。

余剰プルトニウムの処分については、核燃料サイクル施設を持っている国々の電力会社に自主的に余剰プルトニウムを申告してもらい、これを国際機関に預ける。その代わりに低濃縮ウランを供与してもらい電力供給のための燃料確保は保証される。国際機関は余剰プルトニウムを国際的なコンソーシアムで燃やしていく。このプロジェクトの資金はプルトニウムを持っている国々が負担する。これによって電力会社が余剰プルトニウムをはき出すインセンティブになるであろう。

最後は原子力産業の自主規範だが、これはすでに環境分野では行われているが、各企業に、核不拡散の3原則－核兵器関連活動には参加しない、機微の技術は移転しない、安全性と核物質防護でベストプラクティスを採用する－を実行してもらおう。このようなことを規範として認める企業に対して優先的に投資をする環境ファンドに近いような核不拡散ファンドを作る。これによって核軍縮、核不拡散活動に参加できる原子力産業の規範を作っていこうという提案をしたい。

ディスカッション

参加者 (敬称略)

基調講演演者：梅 林 宏 道
パネリスト：ジャルガルサイハン・
エンクサイハン、
浅井 基文、鈴木達治郎、
田城 明
司 会：金子 熊夫、片岡 勝子

片岡 勝子 (司会)：基調講演をいただいた梅林先生にも加わっていただいて、ディスカッションに移ります。司会はJ P P N W顧問の金子熊夫先生と片岡です。まず最初に、パネリスト同士のディスカッションをお願いします。

浅井 基文：京都大学の先生がプルトニウムでなくトリウムを使った発電を提案されているのを何冊かの本と論文で読んだ。アメリカでも既に実行されたことのある、技術的には確立したものと書いておられる。このプルトニウムを生まないトリウム発電について少し教えていただきたい。

鈴木達治郎：ご指摘の通りトリウムはプルトニウムを生まないが、逆にウラン233という核分裂性物質を生んでしまう。これは核兵器に転用できる核種であるが、分離が容易ではないのでプルトニウム・システムよりは核兵器転用抵抗性が高いといわれている。なぜそちらの方に行かないかという、経済合理性との問題があり、トリウム・システムが経済的なシステムになるにはおそらくまだ時間がかかる。したがってトリウムの方向へ行くまでの間に、まず既存のプルトニウムを減らしていくのが第一である。トリウムとプルトニウムを混ぜMOX燃料にして原子炉に入れると、プルトニウムは減り、新しいプルトニウムはできない。今のプルスーマル、いわゆる今のMOX燃料だと、ウランとプルトニウムを混ぜるのでプルトニウムの減り方が少ない。減るけどもまた新しいプルトニウムが中でできてしまうからである。したがってトリウムとプルトニウムを混ぜるシステムがプルトニウムを減らす一つの方法としてありうる。濃縮の方でも化学濃縮法という日本が開発していた、そしてフランスも一時取り組んだ方法がある。これは高濃縮ウランが物理的に非常にできにくい濃縮法である。上述のトリウム・システムおよび化学濃縮法は日本が長期的に取り組む課題としてよいのではないか。一度にというわけにはいかないが、段階を経て移行していくことは可能である。

片岡 勝子：トリウムの利用は核兵器になりにくいということで関心がある。採算が合わないから、設備が違うから駄目だというネガティブな意見もあるが、今先生がおっしゃった方向に行こうとしているのか。

鈴木達治郎：今はなかなかそういう動きにならない。もうすでにプルトニウムを燃料にして燃やすインフラができてしまっているの、それを今すぐやめろというわけにはいかない。ただし、まず余剰核物質であるプルトニウムを減らさなくてはならないので、プルトニウムを持っている国々が安全保障のコストと考えて資金を出し減らしていけるのであれば、そこでのトリウムの利用技術は進むかもしれない。ただ原子力発電全体をトリウムにするには世界に原子炉が400基以上あるのでなかなか難しい。

浅井 基文：オバマ大統領の提案でも、世界の途上国がこれから原子力発電に踏み切ることが当然の前提とし、しかも既存のウラン軽水炉の拡大を言っている。それは必然的にプルトニウムを大量に生み出すので、まさに核拡散につながってしまい、アメリカのオバマ提案自体が重大な矛盾を含んでいる。新たな原子力発電の立地については、トリウム発電というような可能性を考えることも積極的に国際的に取り組むべきではないのか。

鈴木達治郎：アイデアとしてはあり得るかもしれない。しかし、今のプルトニウムサイクルでリスクが高いのは、使用済み燃料を再処理して分離することである。プルトニウムが使用済み燃料の中に入っているうちは核兵器には使用できないのでリスクは少なく、現実的に管理できる。一気にトリウムに変えようとすると逆にコストも非常に掛かるし、システムを開発するだけで時間がかかってしまう。今あるものを少しずつ減らしていく方向とこれ以上プルトニウムを分離させないという方向で行く方が現実的である。

田城 明：I A E Aの動きの中で、特に来年のN P T再検討会議やカットオフ条約等に向けて希望的な動きがあるのか。

エンクサイハン：カットオフ条約を含め具体的な問題はジュネーブで話し合いが行われており、現在、原子力発電所の安全性と保安に焦点が当てられている。ご存知のように、およそ30カ国に原子力発電所が存在し、私の国モンゴルを含め約54カ国が原子力発電所建設を計画している。核兵器製造に使用される核物質製造の問題は核燃料サイクルという考え方

から対応する必要がある。各国で独自に核物質を製造すべきではなく、国際燃料バンクといったものを作ることが最善であろう。現在5、6カ国が具体的な提案をしており、I A E A事務局はこれらの中でどれが全加盟国に受け入れられる可能性があるか見極めを行っている。I A E A総会の次期会期は9月14日から18日までとなっているが、この問題が議題に上がるだろう。もう一つ議論されている問題は、これから25年、30年間のI A E Aの役割である。I A E Aは25年、30年後の世界をどのように描くのか、そして今I A E Aはどのような役割を果たすべきなのか。天野大使と加盟国は近いうちにこの点についても取り組んでいく。

梅林 宏道：オバマ大統領がプラハ演説で北朝鮮のミサイル発射に対してルール違反だと言った。浅井さんはその発言はルール違反だとおっしゃった。本当にその通りだと思う。国連安保理決議の作られ方が北朝鮮問題に関しては非常に歪んでいるという事実に着目しなくてはならない。ミサイルと核兵器を同列にして批判するのは今の国際社会では無理である。核兵器に関してはN P T等によるルールがあるが、ミサイルに関しては全くルールがない。したがってこれまでその二つを同時に批判対象にするような安保理決議は作られてこなかった。それにもかかわらず北朝鮮問題だけでそれが始まったという経過がある。この経過を作ったのはアメリカと日本である。安保理決議というのはある種の国際法であり、国際法で定まったものは基本的には守らなくてはならないが、北朝鮮に関しては核問題とミサイル問題を同時に批判するルールを作ったのは間違いであり、どこかで直さなければいけない。両方ともいいとは決して言わないが、国際法という議論をするときにこの二つを同レベルで批判するルールが北朝鮮問題だけでできてしまっているのは非常に扱いにくい状況を作り出している。

浅井 基文：私は、北朝鮮の問題に限らず、米ソ冷戦が終わってからの国連安保理の行動そのものがアメリカによってあまりにも支配されすぎているという問題意識を持っている。アメリカに対してロシアやさらには中国まで、よほどのことがない限り拒否権を行使しないようになり、国連安保理が米ソ冷戦時代

に維持していた中立性・公平性を失いつつある。いわゆる大国支配の国連安保理になっている。そこに我々はずっと問題意識を持たなければならない。特に日本国内においては、国連というのは正義の味方という固定観念が我々の思考を束縛しているのだから、安保理が決めたならそれで話は終わりと考えがちであるが、そうではなく、やはり国連安保理も間違ったことをやるということ的前提にして考えていかななくてはならない。その点で集中的な表れになっているのが北朝鮮のケースだと私は考える。

片岡 勝子：では、時間もだいぶ経過したので、この辺でフロアからの質問やコメントを基にしたディスカッションに移らせていただきたい。鈴木先生に対する質問がたくさんある。核燃料の多国間管理システムは国際情勢による利害関係でどのように影響されるか、あるいは誰がどのようにコントロールすることになるだろうか。核兵器用の高濃縮物質を発電用に変えることは難しいことだろうか。今、世界はどんどん原子力エネルギー利用の方向に行っているが、本当にこれはクリーンなエネルギーであろうか。特に発展途上国にとって安価なエネルギー源となり得るだろうか、というような質問があるので、まとめて鈴木先生に願います。

鈴木達治郎：多国間管理で難しいのは、誰が、どういう権限で管理し、どうコントロールするかがはっきりしないということである。これまでの提案は燃料サイクル技術や施設を持っている国が提案をして管理をする。たとえばアメリカのグローバル原子力パートナーシップが典型的なもので、今持っている国々がパートナーシップを組んで、今持っていない国に将来も持たないということを宣言させた上で燃料供給補償をするというアイデアである。燃料バンク構想は多少持っていない国々に配慮しているが、やはり持たないようにするために燃料供給補償をする、何かあったら燃料バンクから燃料を与えることになっている。しかしその権限を誰が決めるのかははっきりしない。現在一番進んでいるアイデアであるロシアの燃料サイクルセンターについては、燃料バンクについてだけ取り崩しの時の決定権を IAEA にゆだねるということをロシア政府が言っており、IAEA の理事会

で議論されたらしいが実はそれもはっきりしない。燃料そのものはロシアが管理するのでこれもはっきりしない。したがって私の提案の一つとしては、備蓄は共同備蓄とする。すなわち核燃料サイクル施設を持っている国と持っていない国が共同で管理する。これは石油備蓄を考えてみるとわかりやすいが、石油を生産している OPEC が持っていない我々に対して備蓄を提供するといっても燃料供給保証にはなりにくい。信用できない。したがって持っていない国々も参加して共同で備蓄をする。これが IAEA 国際エネルギー機関の国際共同備蓄の構想である。そういうことを考えると燃料バンクの方も、燃料サイクル施設を持ってない、あるいは天然ウランを持っていない国々が主導権を握れるような備蓄システムを作る方がいいのではないか。問題は燃料サイクルである。これは国際管理と言っているが、持っていない国に対しては権利を否定しないで、持つ場合には共同で運営する。これを基本的な方向としていけるのではないか。ドイツの提案もそれに近いが、技術の拡散、施設の拡散という点でなかなか難しい。私の提案は持たない方向で行く方が得をするというシステムにしたらどうかということであるが、それでも持ちたいという国はでてくるだろう。特に研究用サイクル、研究用施設のような小さな施設を否定するのはなかなか難しい。核兵器を作ろうと思うとそれぐらいの施設でも十分で、むしろ小さい方が便利である。したがって研究開発施設も国際的な運営にしていく方向がいいのではないか。なかなか難しい問題で頭が痛いところである。

次に、高濃縮ウランの低濃縮ウランへの希釈はそんなに難しくはない。現にアメリカがロシアの高濃縮ウランを希釈したものが既に国際市場で売りに出されており、来年、再来年くらいには第一期の濃縮希釈が終わる。次の核軍縮が進めば、またそれを希釈して低濃縮ウランにして燃料として売ることができる。プルトニウムはそれができないので困るということである。

三番目は原子力発電はクリーンなエネルギーかどうかという質問である。二酸化炭素等のような大気汚染物質を出さないという意味ではクリーンであることは間違いないが、原子力発電所の場合にはもちろん放射性廃棄物を出すので、この処分がしっかりできていないと地球環境にとって必ずしもやさしいと

は言えない。いわゆる原子力リネッサンスと
いって原子力発電所をたくさん作っていく場
合には、放射性廃棄物の処分をきちんと行っ
ていく必要がある。廃棄物の中にプルトニウ
ムが含まれるので管理体制を整えていく必要
がある。

途上国にとってはどうか。途上国の中にも
いろいろあり、インドや中国のように巨大な
エネルギー需要がある国々にとっては原子力
発電所は必要かもしれない。ただしそうでは
ない、あるいは一基、二基だけ欲しいという
国々が出てきている。これはよく調べてその
国にとって経済性がある合理的なエネルギー
なのかどうか慎重に検討する必要がある。国
によっては経済的な合理性のある場合もち
ろんある。

片岡 勝子：一つの核兵器からウランを薄めて
いったら一体どれぐらいの民生用のエネル
ギーが得られるかを考えると、核兵器にある
核分裂性物質が多すぎることではないか。

鈴木達治郎：先程の冒頭発言で米口に高濃縮ウ
ランが合計で2,000トンあると言ったが、現
在、既に500トンくらいの高濃縮ウランが希釈
され、15、6年かけて市場に出て行っている。
それで全世界のウラン濃縮需要の約二割を供
給できる。したがって今後、2,000トンもあ
れば量的には現在稼働中の原子力発電所の八
割近くが供給できることになる。ただ、急に
はできないので実際には毎年の燃料の20%ぐ
らいを確実に供給できるような量になる。

片岡 勝子：ではインドのミトラ先生よりコメ
ントと質問が来ているのでミトラ先生にお願
いする。

アルン・ミトラ：インドはアメリカと原子力協
定を結んでいるが、インドでの原子力エネル
ギーの使用は経済的に合理性がなく、安全性
においても不安がある。インドには資源が豊
富にあるので、再生可能なエネルギーを使用
すべきである。原子力協定では全てが上手
くいけば20年後に20,000メガワット級の発電
が可能であり、50年後には45,000メガワット
級が可能との約束だった。しかしアメリカと
の関係が変化したこともあり、最終的には
20,000メガワット級くらいに落ち着くだろ
う。だがコストは石炭やガスと比べると2倍

程度になる。その石炭・ガスも将来的には枯
渇してくるが、我々は他にも資源を有してい
る。インドには安全な小水力発電があり、約
15,000メガワット級の発電が可能である。風
力発電は既に7,000メガワット級の発電をし
ており、45,000メガワット級の発電能力があ
る。太陽エネルギーなどもあるが、開発があ
まり進んでいないのが残念だ。

片岡 勝子：では次の質問に移るが、いくつか
をまとめると次のようになる。核兵器は国際
法違反であるという認識はありながら核の傘
を求めるということは国際法上どのように解
釈すればよいのだろうか。そして、アメリカ
の世論調査で広島・長崎への原爆投下は正し
いという意見が過半数を占めるという状況の
中で、オバマ大統領に謝れとかアメリカの核
投下は間違っていたと主張をすることは、結
果的にはオバマ大統領の個人的な核廃絶への
指向の足を引っ張り、核兵器廃絶に向かおう
とする彼のエネルギーを損ない、結果として、
アメリカの従来の核政策論者の方に与するの
ではないか。

浅井 基文：まずオバマ政権の核政策の見通し
だが、新聞報道などに基づいて考えてみる。
オバマ政権が来年5月のNPT再検討会議を
成功と呼ぶための3つの目玉というのは、米
口の核軍縮条約の成立、CTBT（包括的核
実験禁止条約）の米上院での批准、そして
カットオフ条約の推進の3つだが、実は米口
の核軍縮条約の見通しというのは両国間に
かなり思惑の違いがあり、今の段階では必ず
しも楽観できる状況にあるかどうか私は自信
が持てない。つまり来年5月の再検討会議ま
でに土産にできるところまで行くのかどうか
まだ明確な判断はできていないと思う。CTB
Tに関してはアメリカの上院における消極論
が非常に強いということもあるので、来年5
月までにオバマ政権が成果を引っ提げて会
議に臨めるかどうかは未知数である。カッ
トオフ条約についても色々異論があるよう
だ。したがって来年5月のNPT再検討会議が
オバマ政権の設定する基準においても成功
するかどうかは保証の限りではない。上述の
3つの成果と称するものが仮にできたとし
ても、それは核兵器廃絶に直結するもの
ではない。我々が考えている核兵器廃絶と
オバマ政権が取り組む3つの問題の間には
ずいぶん距離が

ある。したがってその3つの成果がNPT再検討会議で達成できたからといって、それでNPT再検討会議が成功したと我々が評価すると、そこには錯覚という部分がかかり入っていると認識しておかなければならない。

次に核兵器の国際法違反性だが、残念ながらこれに関しての国際的な司法判断は国際司法裁判所の勧告的意見しか具体的なものはない。この勧告的意見によれば、一般論としては核兵器使用は国際法違反に該当すると言いながら、自衛のためとなるとどうなるのかについては判断を回避している。要するに我々はいろいろなことを主張するが、与えられた国際司法裁判所の勧告に着目すると、それが国際法違反だとなかなか断言できない。また、国際法違反とは言えないと強固に主張する人たちに対して、そうではないとさらに我々の主張をかぶせていくだけの明確な国際的に承認された主張をできるまでにはなっていない。まさにそういう状況を日本政府はアメリカの核の傘に入ることを正当化する一つの有力な論拠にしているのである。したがって核兵器を国際的に完全に違法化しなければならないという問題と現在の状況とのギャップをどのように埋めていくかが、我々が広島・長崎において主体的に取り組むべき課題であると私は認識する。

もうひとつ、アメリカ国内における最近の世論調査で61%のアメリカ人が広島・長崎への原爆投下は正当であったと答えたという新聞で報道された。ただ、この61%の数字は以前はもっと高かったということを知っておく必要がある。広島・長崎の原爆投下は正しかったという世論はアメリカ国内において多数を占めているけれども、確実に減りつつある。アメリカ世論に対して働きかける我々として元気づけられる材料がここにあるとしっかり見ておく必要がある。そこから議論を進めたいのだが、私はオバマに「謝れ」ということは自分としては言うつもりはない。「謝れ」ということは相手に対しての行為で謝るのである。しかし広島・長崎の原爆投下は絶対に人類に対して行ってはならなかった誤りであったと認めることは自らの主体的な働きである。それと相手に対して謝るということは別次元の話である。私は決して日本に向かって謝れと要求するつもりはない。それは彼らが自分で決める問題である。しかし、アメリカが人権というものを本当に自らの価値とし、普遍

的価値と称する以上、人権あるいは人間の尊厳という基準に基づいて考えた場合に広島・長崎は許されるのかと自分自身に問いかけることを我々は求めるべきであろうし、求めなければいけない。しかし、そんなことを言ったらアメリカ国内の世論にたじろいでオバマが引っ込んでしまうのではないかと、むしろ逆の効果を生むのではないかと懸念がある。それは現実にあるだろう。しかし、やはり広島・長崎という問題は人間に対する絶対にあってはならない、犯罪とまでは私はあえては言わないが、絶対に犯してはならなかった過ちであると認めるかどうかは人権の問題であり、人間の尊厳の問題である。それに対してアメリカ人はどう立ち向かうのかと我々は問いかけることが必要である。それはオバマ個人に対する問いかけではなく、アメリカ人全体に対する問いかけである。それを私たちはやはり正面から問いかけなければならない。それに対してオバマが尻込む可能性があるから我々はその問題を問うことを控えるべきだというのは、それはいわゆる主客転倒で、我々として取るべきアプローチではないと確信している。

エンクサイハン：3つの質問に簡単に答える。

まず燃料バンクの問題である。IAEA代表団の中で話される重要な議題の一つは非政治的圧力についてである。途上国は政治的圧力がなければ原則同意できると言っているが、政治的圧力をどう定義するかが問題である。定義の後、そこからどう進むのか全体像が明らかになるであろう。二つ目は核廃棄物の質問について。放射性廃棄物の問題に関してはIAEAの中でかなりの作業が進んでいる。国際社会が原子力エネルギーの方向へ進めば進むほど、より多くの核廃棄物が作られる。それは政治的な問題であると同時に、企業にとってはビジネスチャンスでもある。現在調査が進行中で、情報交換のために企業や政府の代表がIAEAで会合を開いている。また、原子力発電所建設の安全性の問題についてもIAEAを通じて多くの作業が進行中であり、将来より信頼できる発電所が建設されるであろう。三つ目の質問はオバマ大統領がブラハでした約束をどの程度実現できるかということだ。現実の世界では自由な動きというものはあり得ない。つまり常に抵抗勢力があるということだ。国外からだけでなく国内からも

抵抗がありうる。なぜならば、オバマ大統領が述べたことに反対する政治・経済的勢力があるからである。アメリカにはC T B Tを批准して例を示すようにと国際的に大きな圧力がかかるはずだ。オバマ大統領はC T B Tを上院で議論し採択するよう既に副大統領を議長とする上級委員会を設立した。しかし国内において政治的または経済的勢力と取引をしなくてはならないだろう。アメリカ軍は強くて核弾頭も良い状態に保っておかなくてはならないと言う勢力がある。もしC T B Tを批准するのであれば、それに対する交換条件として米国政府は軍事分野に資金を何がしか投入し、一度中断されていたプロジェクトを再開するというギブ&テイクの妥協が行われるかもしれない。それでも私は全体的には前向きな方向に進んでいると考える。

片岡 勝子：次は梅林先生に対する質問である。核兵器禁止規範は弱いという話があったが、どうして生物兵器や化学兵器に比べて弱いのか。核兵器がもし違法化された場合、違反する国に対する制裁は一体だれがどういう方法で取るのか。たとえば北朝鮮に対する経済制裁などとどう違ってくるか。

梅林 宏道：核兵器に関するこれまでの様々な規範がなぜ弱いか。それは核兵器を持っている国が参加しない国際条約は意味がないと考え、核兵器国を巻き込もうとしたからである。核兵器国自身は核兵器使用政策が違法であるという条約に参加することはまずできない、あるいはすぐにはできない。核兵器国が参加できるかたちの条約を作ろうとするので、非常に弱い規範を持った条約を作っているというのがこれまでの経過である。それに対し、核兵器を保有しない国が核兵器使用および禁止は違法であるという条約を作ることは可能である。そこに核兵器国が参加する絶対的な必要性はない。日本政府も核兵器使用および使用の威嚇は禁止されるべきであるという国際条約が提案されれば、公に反対することはおそらくできない。したがって現に核兵器を保有している国や核兵器保有を強く主張している国を巻き込むことはできなくても、世界には核兵器を保有していないあるいは強い反対世論を持っている150を超える国家があるので、核兵器の使用および使用の威嚇を禁止する条約は賛成多数で成立する。この条約がで

ければ、それが規範になる。つまり核兵器の使用および使用の威嚇をしてはならないという規範ができ、それは国際規範として署名をしていない国があっても成立する。それによって核兵器保有国は包囲されていくという関係になる。これはレベッカ・ジョンソン氏が今年の4月に言い始めたのだが、支持する声がもっと広がるべきである。核兵器国に直接参加を求めなくとも核兵器の違法性を一つの規範にする条約は作れるのではないかとこれまでいろいろな国が言ってきた。しかしそれを本当に国際世論として作ろうという努力は必ずしもなかった。これは私たちの仕事ではないかと思う。

それからオバマ政権は非常に困難な状況に直面しているということが正直な私の認識である。全体として良い方向に向かっていると捉えるべきだが、彼が直面している問題はアメリカ国内だけでは解決できない。圧倒的な国際世論が必要である。アメリカ国内では現有核兵器がこのまましばらくは安心して使えるかどうかに関する保証を議会が求めるという。この保証を取り付けなければオバマの、しばらくは信頼できる核を保有しつつ核兵器のない世界へ向かうという約束を実行することができない。現在持っている核兵器が安心して使えるかどうかに関してアメリカ国内の専門家の意見は二つに分かれており収拾が簡単につくとは思えない。圧倒的な国際世論で支えていかなければこの駆け引きは前に進まない。そういう意味で来年のN P T再検討会議も楽観はできない。

片岡 勝子：次の質問は、若い世代にピース・エデュケーション・プログラムとしてどんなふうに伝えていけばよいか、あるいは、若い世代が核兵器廃絶を人々にどう伝えていくとよいのかということである。

田城 明：原爆投下責任の問題で、私自身はもちろんそれは人類に対するまさに犯罪と言ってよいと思うが、それをあえて日本人がアメリカ人に向かって言わなくてもよいのではとも思う。開会式において高校生も、オバマ大統領を原爆投下国の指導者として迎えるのではなく、我々と同じ気持ちで核兵器廃絶に向かって進んでくれる仲間として、リーダーとして迎えたいと言った。我々自身が和解の心を持つことが非常に大事である。オバ

マ大統領はここ広島あるいは長崎へ来るときに、やはり一国の指導者として当然歴史などを抜きにしてここへくることはできないのだから、その前に日本の首相がハワイのパールハーバーを訪ねるなどし、我々も本当にレジティメット (legitimate、筋道の通った) でありノーブル (noble、高潔な) な形で和解のメッセージや謝罪の言葉などを示すことが大事である。同時に我々は日本の中国、朝鮮半島 (韓国、北朝鮮)、あるいは東南アジアなどでの、かつての侵略や植民地化に対しても改めてきちんと謝罪する姿勢をしめすことによって初めて理解が深まっていく。被爆者がアメリカに行った時も被爆体験を語ることを通じてそれを聞くアメリカ人が本当に大変なことをしたとわかる。あえて大変なことをされたために自分の親が死んだとか、私も苦しい目に遭ってきたとか告発しなくてもよい。人間には良心というものがあるのだから。広島に来た多くの外国の方が資料館を見たり、被爆者の話を聞いたりして核兵器がいかに罪深いものであるかということを理解するプロセスこそ一番大事である。

オバマ大統領の核兵器廃絶に向かう政策実現が厳しいことは全員がそう思っている。だからこそ逆にいえば、国際的に市民やNGOの力で、核兵器を持っている国に対してプレッシャーをかけていくことが非常に大切である。被爆国の日本が核の傘の中にいることで、アメリカにとってみれば日本や韓国が求めているから我々はまだ核兵器が必要だということになってしまっている。そこを抜け出ていくことが非常に大事だ。

それから、我々は「若い世代は本当に何も知らない」、「日本人でさえ原爆投下の日時も知らない」などと言うが、結局それは我々大人が若い人たちにきちんと体験の記憶を継承するような平和教育などを十分に行わなかったからで、むしろ大人の責任である。被爆から64年経っているが、あらためて若い世代に学校、家庭、地域等で教育を行い、それを世界に広げていくことが必要である。広島のことを深く知った人々、とりわけ人間の命を扱っている医師の方たちの影響力は非常に大きいわけであるから、IPPNWの組織などを通じてもっと核の悲惨さを世界に伝えていき、正しい認識をしていくことで、おのずと核兵器を地球上に持っていないといけないということに結びつく。それが核兵器禁止条約や

規範にもつながっていく。しかし、まず、核兵器が何をもたらすかということをしちゃんと理解しないと、規範も何も生まれてこない。理屈だけになってしまう。一人ひとりがそういうことを深く理解できるようになれば、おのずとその規範がもっと強くなる。一人ひとりがそれを実行していくことが市民のパワーであり、これからのNGO等の役割である。

片岡 勝子：終わりの時間がきたので、最後に共同司会の金子熊夫先生にまとめとしてのコメントをお願いしたい。

金子 熊夫：広島・長崎と東京の議論の温度差はものすごくある。世の中というものは不合理で、常に建て前と本音など色々なものがある。ダブルスタンダードがある。そしてアメリカにも核兵器国としてダブルスタンダードがある。オバマ大統領にもある。梅林さんのスライドの中で、オバマ演説のジレンマ、つまり矛盾とあった。核廃絶とおきなながら、核がある間はアメリカとしては有効な核兵器を保持しなければならないと言っている。ここに典型的な矛盾、オバマ・ジレンマがある。さらにいえば、日本政府も大変な矛盾を抱えている。唯一の被爆国の政府として核廃絶を訴え、国連でも決議を毎年出している一方で、アメリカの核の傘にしがみついている現実がある。

最後に、北東アジアの非核地帯化という問題には今日はあまり焦点が置かれず深い議論が行われなかったが、これは我々北東アジアに住む人間としては真面目に考えていかなくてはいけない問題である。IPPNWは、特に日本支部が中心になって、モンゴル、韓国、中国の方々と一緒に北東アジア非核化地帯の条約案を作っている。梅林さんのピースデポでもドラフトを作っている。北東アジア非核兵器地帯条約はブッシュ政権の8年間は全く動きがなく冷蔵庫に入れっぱなしという状態であったが、いよいよオバマ政権になって動くらしい。その時に、IPPNWは非常に自由に発言できる場であるので、さらにいっそう勉強し努力して、北東アジア非核化地帯を作ることの重要性を広島・長崎の方々や一般市民に訴えていただきたい。その中で核兵器が違法であり残虐な、絶対に許されないものであるということが次第に徹底していく。ここでもやはり辛抱強く一步一步やっつけていかな

くてはならないが、IPPNWはこれからも引き続き非常に重要な責任を持っており、大いに勉強し努力しなければならないという感想を持った。

てパネル・ディスカッションと有意義な時間が持てたことを、梅林先生、パネリストの皆様、そして会場の皆様にお礼を申し上げ、このセッションを終わります。ありがとうございました。

片岡 勝子：長時間にわたり、基調講演に続い

「特別養護老人ホーム向けの施設内感染相談窓口」の設置について

広島県医師会では、平成17年冬より、県内の特別養護老人ホームにおいてノロウイルスによる集団発生事例が発生した事例の教訓から、施設内感染について気軽に相談できる体制の整備に向け、「特別養護老人ホーム向け施設内感染相談窓口」を設置しております。

本事業は、前述のとおり、会内に相談窓口を開設し、特別養護老人ホームからの院内感染に関する問い合わせ等に対して、迅速に回答を行うものであります。

相談者は、所属施設名を明記した文書（様式は問いません）にて質問内容・氏名等を記述の上、本会地域医療課までFAX（082-293-3363）にて送付して下さい。

なお、施設名等個人が特定できる情報を除き、寄せられた相談内容等につきましては、県内の感染症対策等の発展のため有効に活用させて頂く場合がございますことをご了承下さい。

特別養護老人ホーム向けの施設内感染相談窓口事業実施要綱

1. 目的

院内感染対策に関する相談窓口を開設し、特別養護老人ホームにおける院内感染対策についての問い合わせ等に対し、より具体的に回答することにより、院内感染対策に関する知識の普及啓発を図ることを目的とする。

2. 対象

広島県内の特別養護老人ホームに従事する者とする。
(入所者等一般県民を対象とするものではない)

3. 事業実施者

社団法人広島県医師会が行うものとする。

4. 事業内容

(1)広島県医師会内に相談窓口を設置するが、専用FAX等は設置しない。

(2)送付先 広島県医師会地域医療課 FAX番号 082-293-3363

(3)受付時間

月曜日から金曜日（祝日は除く）の午前9時から午後5時までとする。

(4)相談申込及び回答方法

ア 相談申込者は、所属施設名を明記し、院内感染対策に関する具体的な質問内容、氏名、職名、電話番号、FAX番号を記入の上、FAXにて送付するものとする。

イ 相談申込者に対し、広島県医師会感染症対策委員会委員が、可及的速やかに文書で回答することとする。